

スクールカウンセラー活用指針

平成30年10月(令和2年2月改訂)



岩手県教育委員会

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に東日本を直撃した、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われました。

岩手県教育委員会では、被災等によって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートのための体制強化を推進するとともに、児童生徒が安心して通学できる教育環境の整備を推進してきました。

一方、いじめ、不登校、暴力行為などは、本県においても憂慮すべき状況です。また、虐待や貧困問題等も発生しており、生徒指導上の諸課題は、複雑化・多様化しております。

このような中、国においては、平成 26 年 1 月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」が施行されるなど、国を挙げた子供の貧困対策が求められ、さらに、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月中央教育審議会）においては、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると提言されており、同時に、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成 27 年 12 月中央教育審議会答申）において、地域とともにある学校への転換や子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築等学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組や方策について提言されております。

また、平成 29 年 1 月には、文部科学省において、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう上記答申等の内容の具体化を強かに推進するため「次世代の学校・地域」創生プランが策定されました。本プランにおいては、「教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの職務等を省令上明確化し、配置を充実する」とされています。

さらに、教育相談等に関する調査研究協力者会議（文部科学省設置）において、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」（平成 29 年 1 月）が報告され、その中で、教育相談体制の今後の方向性や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割の明確化等について述べられています。

岩手県教育委員会としては、国の動向も踏まえ、今後におきましてもより一層スクールカウンセラー等の専門性を活かしながら教育相談体制の充実を図ることを通して、こころのサポートに取り組んでいくことが重要であると考えています。

学校がスクールカウンセラーと協働するために、本指針を活用し、児童生徒の成長を支えていくことができるよう期待します。

岩手県教育委員会事務局学校調整課生徒指導担当

I スクールカウンセラー配置のねらい

学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要となってきます。

そのために、「心の専門家」である臨床心理士等がスクールカウンセラー（以下「SC」という。）として配置されています。配置の主なねらいは、SCが専門性を活かし、児童生徒が抱えている課題に主体的に取り組んでいくことができるよう面接相談や心理教育等を通じて支援したり、教職員や保護者が対応の仕方についてSCから助言・援助を受けることによって対応能力を高めたりするなど、児童生徒の健全な成長を支えていくことです。

SCが学校組織の一員として配置されることにより、学校における教育相談体制が充実し、こころのサポートや問題行動等の未然防止・早期発見・対処が図られることを期待します。

II スクールカウンセラーの専門性

SCは、臨床心理に高度な専門性を有する臨床心理士等の「心の専門家」です。

岩手県教育委員会の「会計年度任用職員（スクールカウンセラー）取扱要綱」では、SCの採用条件として、以下のように規定しています。

- (1) 公認心理師
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者
- (5) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (6) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (7) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

公認心理師は、資格試験に合格し、文部科学大臣及び厚生労働大臣から認定を受ける国家資格の心理職です。また、臨床心理士は、資格取得後5年毎に資格を更新するシステムをとっています。心理臨床能力の維持発展を図るために、心理臨床活動や研修等を行っています。

また、SCには、以下のような資格を有する方もいます。

教育カウンセラー・学校心理士・認定カウンセラー・学校カウンセラー
キャリアカウンセラー・臨床発達心理士・認定心理士・産業カウンセラー
ガイダンスカウンセラー

Ⅲ スクールカウンセラーの職務内容

学校教育法施行規則において、SCは、児童の心理に関する支援に従事することが明記されています。

SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒や保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等を行うことが求められています。さらに、SCは個々の児童生徒のみならず学校全体を視野に入れ、心理学的側面から学校アセスメントを行い、個から集団・組織にいたる様々なニーズを把握し、学校コミュニティを支援する視点を持つ必要があります。

岩手県教育委員会の「会計年度任用職員（スクールカウンセラー）取扱要綱」では、その職務を以下のように定めています。

スクールカウンセラーは、勤務する学校の長（以下「所属長」という。）の指揮監督を受け、次の業務の遂行に当たる。

- （１）児童生徒へのカウンセリングに関すること。
- （２）カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助すること。
- （３）カウンセリング等に関する情報収集・提供をすること。
- （４）その他の児童生徒のカウンセリングに関し所属長が必要と認めるもの。

具体的には、例えば以下のようなものが考えられます。

■児童生徒へのカウンセリングに関すること

- ・相談室での面接活動
- ・授業中の児童生徒の行動観察
- ・休み時間・日常的な場面での声かけ 等

■カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助すること

- ・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
- ・児童生徒へのこころのサポート授業等の実施に関しての助言・援助
- ・来校した保護者への相談活動
- ・校内研修での助言・援助
- ・保護者に対する情報提供や研修会等の啓発活動
- ・ケース会議等教育相談に関する会議への参加 等

■カウニング等に関する情報収集・提供をすること

- ・当該校のカウニングに関する課題等の発見
- ・心理教育やカウニング能力向上のための情報提供（研修会等） 等

当該学校における詳しい職務内容については、教育相談担当等と協議し決定します。

IV スクールカウンセラーの身分・服務

SCは、岩手県教育委員会の会計年度任用職員として任用され、要請のあった市町村教育委員会へ派遣されます。市町村教育委員会は、県教育委員会から派遣されたSCを当該市町村教育委員会の非常勤職員に任用し、その所管する学校に勤務させます。

SCの服務については、派遣を受けた市町村教育委員会の職員に関する法令に基づき、当該市町村教育委員会が監督します。また、SCの分限及び懲戒は、市町村教育委員会の内申により県教育委員会の職員に関する法令の規定に基づき、県教育委員会が行います。非常勤職員が守らなければいけない義務として、以下のものがあります。

地方公務員法第35条の義務（職務専念義務）
地方公務員法第32条の義務（法令等及び上司の命令に従う義務）
地方公務員法第33条の義務（信用失墜行為の禁止）
地方公務員法第34条の義務（秘密保持の義務）
地方公務員法第36条の義務（政治的行為の制限）ただし、勤務に服していない場合は、この限りではない。

V SCの効果的な活用のポイント

1 年度当初における学校とSCとの共通理解

年度当初には、管理職とSCとの話し合いの場を設定し、共通理解を図ることが大切です。

校長はSCの職務上の指揮監督者として、学校教育目標や、学校経営方針（重点）、校務分掌や児童生徒の実態等、学校のニーズについてSCへ説明を行います。

学校のニーズと当該SCの特性（専門領域や得意分野等）、勤務日等を勘案し、SCが教育相談体制の中でどのような部分を担えるか等を検討し、お互いに共通理解を図ります。

同一のSCが継続して配置されている場合でも、年度当初に必ず共通理解の場を設定することが必要です。

2 教育相談コーディネーター・SC担当教員の明確化

SCを十分に活用することができるように、SCの窓口となる担当者が、SCと他の教職員とをつなぎ、相互に信頼関係を築いていくことが大切です。

また、教育相談全体をコーディネートする「教育相談コーディネーター・SC担当教員」を明確化し、SC担当者として校務分掌に位置づけることが大切です。

SC担当者は、生徒指導主事等と連携し、例えば、次のような活動を行います。

- SCとの連絡調整
- 児童生徒及び保護者からの相談受付
- SCの1日の勤務内容の計画・立案
 - SCの1日の勤務内容を、SCに明確に示します。
- 面接相談に関するスケジュール等の調整
 - 児童生徒からの相談要請を適切に振り分け、相談計画を立案します。
- 個別記録等の情報管理
 - 個人情報保護等にも配慮した個人記録の作成と管理を行います。
- ケース会議の実施
 - 学年を越えて学校全体で共通理解すべき事例について整理します。
 - 情報交換に終始せず、原因を分析し、それに基づいた具体的な手だてを考え実践し、取組の評価をすることが大切です。
- 校内研修の企画・運営
 - SCと事前に協議し、必要な内容等の検討を行います。

教育相談の中心はあくまでも教員であり、SCに任せきりにならないようにしていくことが大切です。

3 SCが配置されていることの周知

児童生徒が相談しやすいように、全校集会等の場でSCを紹介したり、SCの自己紹介の場を設けたりすることが必要です。また、児童生徒だけでなく、保護者にSCが配置されていることを周知することも大切です。

学校だより等を通して、SCについて紹介することで、保護者だけでなく、広く地域の方々にも知っていただくことにもなります。

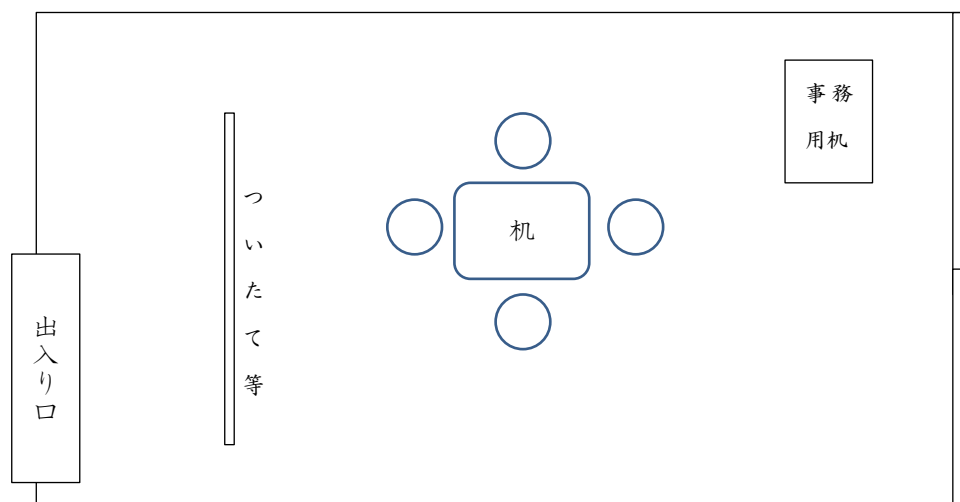
4 相談室の設置及び相談室環境の整備

児童生徒がSCに安心して相談できるようにするために、相談室等特定の部屋を設置することが大切です。児童生徒の往来が少なく、落ち着いて相談できる場所が必要です。

また、相談室は相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすることや、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにする等のプライバシーの保護も必要です。

相談室が確保できず、他の部屋との共用の場合も、児童生徒等が落ち着いて相談できる部屋となるよう工夫することが必要です。

<相談室レイアウトの例>



5 職員室内での教職員とのコミュニケーション

教職員との円滑なコミュニケーションは、S Cを効果的に活用する上で必要不可欠です。

そのためにも、職員室内にS C用の机を用意することが望ましいです。共用の机とならざるを得ない場合であっても、S C用の机があることで、情報収集や情報共有、コンサルテーションがしやすくなります。

6 記録等の保管場所の設置

S Cの記録等を学校で保管する際の保管場所について、明確にしておく必要があります。その際には、鍵がかかるロッカーへの保管等、情報管理には十分に留意する必要があります。

また電子データを保管する場合には、パスワードをかける等、情報漏洩を防ぐ手立てを講じる必要があります。

また、記録等は、文書管理規則に則り、適切に管理する必要があります。

VI Q & A

Q 1 1日の勤務の流れはどのようなものですか？

A

当该校の実態等により、勤務の流れも様々ですが、例えば次のようなものが考えられます。

【4時間勤務の例】

9:30	出勤
9:35~10:15	コーディネーターと打ち合わせ
10:30~11:30	面接
11:45~12:15	授業参観等による行動観察
12:30~13:15	休憩
13:15~13:50	コーディネーター、養護教諭等との情報共有、報告
13:50~14:15	勤務日誌の記入
14:15	退勤

【6時間勤務の例】

10:00	出勤
10:05~10:40	コーディネーターと打ち合わせ
11:00~12:00	面接
12:30~13:15	休憩
13:15~13:30	自由来談
13:45~14:45	保護者相談
14:45~15:30	授業参観等による行動観察
15:30~16:15	コーディネーター、養護教諭等との情報共有、報告
16:15~16:45	勤務日誌の記入
16:45	退勤

Q2 SCの活動記録について注意することはありますか？

A

SCの活動記録は、勤務の記録というだけでなく、児童生徒への対応を考えていく上で、非常に重要なものです。

様式については、当該校において定めることとなりますが、県教委では勤務日誌の参考様式を示しています。(資料1参照)

また、個人情報の記載となることから、様式だけでなく記載内容にも十分に留意するよう、SCと確認を行ってください。

<参考様式>								
校長	副校長	生徒指導	教育相談担当	養護教諭	当該学年主任	当該学級担任	SC担当	
回覧	回覧の対象は、学校の実情に応じて、適宜変更して下さい。							
スクールカウンセラー勤務日誌								
〇〇〇〇年〇月〇〇日(〇)勤務時間〇:〇〇~〇〇:〇〇(時数〇h)					SC	□□	□□	印
【活動内容】(例)								
〇:〇〇~〇:〇〇		〇〇先生との打ち合わせ		〇:〇〇~〇:〇〇		授業観察		
〇:〇〇~〇:〇〇		校内観察		〇:〇〇~〇:〇〇		相談対応		
〇:〇〇~〇:〇〇		〇〇〇先生へのコンサルテーション		〇:〇〇~〇:〇〇		勤務日誌等記録		
対応時間	学級	相談者氏名	性別	相談内容				
◇:◇◇ ~ ◇:◇◇	◇-A	■■■■	男	①不登校 ②自分のこと ③家族・家庭 ④いじめ ⑤友人関係 ⑥対教師 ⑦勉強・進学 ⑧部活 ⑨その他				
例えば、以下の項目等について、簡潔に記入する								
・ どのような内容の相談であったか。								
・ 生徒の様子はどうであったか。								
・ 先生方へお願いしたいことは何か。								
【次回: 希望の有無や予定等】								
:	~	:	-	男・女	①不登校 ②自分のこと ③家族・家庭 ④いじめ ⑤友人関係 ⑥対教師 ⑦勉強・進学 ⑧部活 ⑨その他			

Q3 SCとスクールソーシャルワーカーとの違いは何ですか？

A

生徒指導提要(文部科学省)では、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)について、次のように説明しています。

S S Wは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題があります。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められています。

具体的には、S S Wは、不登校やいじめ、児童虐待、家庭環境の問題等の問題について、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整や、学校内におけるチーム体制の構築、支援、また、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等を行います。

つまり、S Cは「心の問題」に注目することに対して、S S Wは「取り巻く環境」に注目して問題の解決を図るという専門性の違いがあります。

学校は、S CとS S Wの専門性や違い等について理解を深めて対応にあたる必要があります。

ケースによっては、相互に連携し対応する必要もあります。

Q 4 児童生徒がS Cと面接をする際、担任等が気を付けることはありますか？

A

面接を行う前に、S Cと担任が情報を共有しておくのが望ましいです。担任からみた児童生徒の状況や課題、また担任として困っていること等をS Cが把握した上で面談に臨むことが重要です。

また、相談を行った後も、その児童生徒の担任や関係職員がS Cと情報交換等を行うことが重要です。

これらのために、積極的にそのような場を設定するよう調整することが大切です。

どうしても会う時間が設定できない場合には、どのような形で情報交換を行うか、事前にS Cと十分に確認してください。

Q 5 面談の内容について、S Cから教えて欲しいのですが？

A

通常S Cは、相談者のプライバシー保護のため、相談内容を秘密が守られるようにしますが、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校の一員として報告することが必要です。

例えば、いじめや虐待、自殺をほのめかす等の人権や生命に係る情報について、S Cは必ず学校に報告することが求められます。

また他の教職員同様、学校で知り得た情報を外部に漏洩することは、禁じられています。

Q 6 SCが家庭訪問を行うことは可能ですか？

A

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、原則、家庭訪問は行いません。

家庭訪問が必要な場合は、学校はケースによってSSWとの連携も視野に入れながら対応にあたります。

Q 7 知能検査を行うことは可能ですか？

A

SCは、知能検査は、原則として行いません。

知能検査等が判断される時は、医療機関や児童相談所等につなげる必要があります。その際も、保護者への伝え方について、十分に協議した上で、関係機関を紹介する必要があります。

また、WISC等の知能検査によっての発達障害等の診断は、あくまで医師が行う医療行為です。SCによっては、それまでの職務経験等によって発達検査に精通している場合もありますが、SC個人で異なります。検査の実施には、十分な研修と経験が必要であり、責任も伴います。全てのSCが検査に精通しているわけではありません。

ただし、保護者が他機関で実施した発達検査等の結果を持参することもあることから、「SCは代表的な発達検査の見方については知っておく必要がある」ことは、SCは承知しています。

Q 8 学校の会議に出席してもらうことは可能ですか？

A

SCが学校の会議等に出席し、教職員がSCに発言を求めることは、可能です。

校務分掌に位置づけるなど、学校の一員としての役割を明確化し、年度当初から計画的にSCの参加を位置づけておくことが大切です。

Q 9 緊急時にSCの派遣を受けることは可能ですか？

A

児童生徒の自殺等、深刻な事案等が発生した際、学校は設置者である市町村教育委員会（県立学校の場合は県教委）と協議し、緊急派遣を要請することができます。

例えば、ご遺族、児童生徒、保護者への対応や心のケア、マスコミ対応、教職員へのサポート等、事案によっては、学校の教職員だけでの対応が難しいことも想定されます。

詳しくは、資料2「学校の危機と緊急支援について」を参照ください。

Q10 医療機関につないだ方がよいと思われる児童生徒がいるのですが？

A

当該の児童生徒の支援のため、校内での取組の他に、医療へつなぐことが必要と考えられる場合は、SCと十分に協議することが望ましいです。

また学校は、SC等のアセスメントも踏まえて、保護者へ丁寧に説明等を行うことが重要です。

Q11 学校のいじめ対策組織にSCが入ることが可能ですか？

A

いじめ防止対策推進法（第22条）において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定されています。

学校が、自校のいじめ防止等の対策のための組織に入れる場合は、SCの役割を明確にしておく必要があります。

Q12 勤務日以外でのSCへの連絡は可能ですか。

A

勤務日以外でのSCへの連絡は、原則行いません。

勤務日以外での連絡が必要な場合について、年度当初にSCと学校が確認しておくことが望ましいです。

Q13 「心とからだの健康観察」を行う前に、SCとの打ち合わせする必要がありますか？

A

心とからだの健康観察は、例年9月頃に実施しています。

実施にあたっては、実際に担任等が行うにしても、SCと打ち合わせを行い、留意する点等、確認を行うことが望まれます。

また、SCとのチームティーチングで行う際には、被災経験や普段の児童生徒の様子等を踏まえ、役割分担を明確にする等の準備をすることが大切です。